

まちだシティプロモーション支援業務委託仕様書(案)

この仕様書は、まちだシティプロモーション支援業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。なお、この仕様書中の「甲」とは町田市、「乙」とは本業務を受託して行う事業者をいう。

第1 件名

まちだシティプロモーション支援業務委託

第2 業務の目的

2021年度のまちだシティプロモーションを推進するにあたり、テレビ・WEB等の媒体に対するメディアプロモート活動を行い、メディアへの露出獲得を強化することで、首都圏を中心に町田での暮らしや市の魅力を伝え、市に対しての認知獲得・関心惹起を目的とする。

第3 契約期間

本業務の契約期間は、契約日から2022年3月31日までとする。

第4 委託する業務の内容

① メディアプロモート

町田市の情報のプロモート、メディアからの問い合わせ対応・取材調整など

- ・ 甲が実施する事業・イベントや、甲が提供するまちの情報等を活用し、“町田での暮らし”や“町田市の魅力”について、首都圏を中心とするテレビやWEB媒体などに積極的に売り込み、メディアへの露出を獲得すること
- ・ PRストーリー開発やファクトシートの作成等、プロモートする際に必要な資料は、甲が情報提供し乙が作成すること

② 媒体タイアップ

乙が提案するテレビ媒体等とのタイアップを提案し、甲と協議の上実施すること

③ その他のコンサルティング

定例会開催(月1回)、電話・メールによるアドバイス

第5 成果品

本業務の成果品として、次のものをデータ及び書面で提出すること。

- ・ メディアプロモート活動レポート(訪問先・反応など、定例会時に提出)
- ・ その他の成果品

第6 実施報告書の提出

各委託の業務が終了後、すみやかに実施報告書を書面およびデータで提出し、甲の確認を得ること。

第7 委託料の支払い

本業務の委託料は、本業務に係る検査が完了した後、乙からの請求に基づき支払うものとする。

第8 契約終了時の引継ぎの実施

1. 乙は、本契約の終了に先立ち、甲又は甲の指定する者に対する業務の引継ぎに要する期間を、本契約期間中に設け、円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。
2. 業務の引継ぎに際し、甲及び甲の指定する者からの資料等の請求については、乙の不利益になると甲の認めた場合を除き、乙はこれに全て応じるものとする。
3. 甲の引継ぎ未了と認めた場合は、委託期間終了後であっても乙は無償で業務の引継ぎを行うものとする。
4. 甲は、乙が前項の規定に違反し、損害が生じた場合は、乙に対しその損害額の賠償を求めることができる。
5. 乙は、契約期間の終了時を想定して、次の契約者への円滑な引継ぎを行えるよう業務をおこなうこと。

第9 その他遵守事項

1. 本契約事業の実施にあたっては、甲と密接に連絡を取り、作業を進めること。
2. 本業務委託において、個人情報の取扱う場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書によること。
3. 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内容に不備・不完全な部分が発見された場合は、乙の負担と責任で直ちに補正すること。
4. この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は甲と協議すること。